

ウクライナ紛争に 何を学ぶか

廣瀬 誠 陸自73

はじめに

2月下旬に勃発したロシアによるウクライナ侵攻から、4月下旬の現時点ではほぼ2カ月が経過している。当初は、短期間でロシア軍の作戦は完了するのではないかとの見方が強かったように思うが、紛争は長引く気配を見せている。4月上旬頃からロシアは、一端戦線を整理して、その努力をウクライナ東部及び南部に集中しているように見える。

さて、わが国政府は、安全保障戦略や防衛計画の大綱等、わが国防衛の骨幹となる文書を今年中に見直すとしている。今般のウクライナ紛争は、当然その見直しに大きなインパクトを与えらると思われる。

本稿では、そのような観点から、今回のウクライナにおける武力紛争が我々に提示する教訓という視点から考察してみたい。

1 ウクライナ紛争が提示するもの

2022年2月に始まったロシアのウクライナ侵攻の全容とその真相が判明するには、まだ時間がかかりそうである。それでも、限定された情報から、安全保障の視点から見る世界の現状には大きな変化が見て取れる。

1989年、東西ドイツを隔てる壁が毀たれ、その後ソ連邦の崩壊が急速に進むと、1994年ウクライナが独立するにあたり、当時世界第3位の核保有国となっていた同国の核をどうするかが問題となった。結局、英米露の間で、ブダペスト覚え書きが締結され、ウクライナの核兵器は、ロシアに移しその管理下に置くこととし、通常兵器の多くもロシアに移され、ウクライナに残されたものもその多くは廃棄される等の処置がなされた。その際、ウクライナの安全は、同覚え書きに関わった英米露が保証するという内容である。この覚え書きについては、後にフランス等も承認している。

それから25年が経った。その間、ウクライナには、オレンジ革命や、マイダン事件が起こり、ロシアによるクリミア併合、ドンバス戦争と、ロシアとの間は緊張関係が続いてい

た。そこには歴史的な経緯、民族間題、宗教問題等の複雑な背景がある。そして、今回の紛争によって、国際社会における安全保障上の現状認識や戦いの様相に関していくつかの注目すべき点が観察される。

それは、次のようなことだ。

(a) 国連安全保障理事会の常任理事国であり核大国である国による武力行動に対しては、安全保障理事会は動くことが出来ず、国連も機能しないということが確認された。

(b) いくつかの大国が関与して、ある国が核を放棄する代わりにその安全を保障する外交上の申し合わせを取り交わしたにもかかわらず、当該国の安全が脅かされる事態が生じて国際社会の約束事が無効化されても、紛争当事者の一国が核大国である場合は、申し合わせに関係した大国や国際組織も事態のエスカレーションを恐れ有効な対応がとれないことが明らかとなった。

(c) 現在の核拡散防止の体制の前提は、核保有国が非核国に対し、核による恫喝や攻撃を行わないという合意の上で成り立っていると考えるが、今回の核大国による非核国への核使用のほめかしは、その前提が

崩れる危険が大きいことを明らかに示している。

(d) 核大国が、米国の同盟国等に対し核恫喝を行った場合、米国が自国への核攻撃の危険を敢えて冒すかどうかという核拡大抑止の信頼性について、熟慮再考する機会を提起している。

(e) 国土戦の実相、すなわち民間人を巻き込んだ悲惨な状況が誰にも一目瞭然の事態となっている。

(f) 敵国領土を攻撃せず、一方的に自国領土で戦う場合、すなわち、報復的抑止によらず、徹底した拒否的抑止のみに期待する際の抑止効果に疑問が生じている。また、戦闘が始った以降も、自国内のみでの抗戦では、敵の攻撃意志と継戦意志を挫くことは難しい。

(g) NATOという集団安全保障の枠組みに入り、独立と安全を確保したいウクライナをはじめとする旧東欧諸国の願望の強さが際立っており、集団安全保障の価値に改めて注目が集まる一方、自国防衛の緩衝地帯を確保したいというロシアの伝統的な安全保障観が確認できる。

(h) 核兵器の登場、近年の兵器の高価格化・高価格化、平時戦時の不明確

化、世界経済の一体化、闘争手段の多様化等により、大国間で長期に亘って国民の犠牲に耐え莫大な資源をつぎ込み国力を絞り尽くして戦うかつての総力戦のような戦いは、現代では生起しづらくなっていると考えられる。その反面、本事業のように平時戦時の区別があまりないであり

戦線がはつきりせず、相手国の国民生活の破壊を含む軍事以外の広い分野に亘る戦いが繰り広げられる。

(i) 緒戦において既成事実をつくられることは、大国に対し強力な反攻が難しい中小国家としてなんとかも避けたい。緒戦の成否は、平時に保持している常備兵力にかかっている。このため、平時において保持する戦力の充実と戦時への周到な準備が益々重要となっている。土地を犠牲にして戦力の逆転と反攻につなげるような戦いは、ロシアのような大国にのみ可能なことだ。

(j) 生起している事態の映像がそのまま全世界に配信される時代であり、その情報拡散の速度はめざましく、影響が大きい。また、一部を切り取られた情報が拡散して影響を及ぼす可能性もある。各国の情報戦は熾烈を極める状況である。このよう

な中で、戦争法規の遵守は、全世界の監視下にあると云ってよい状況と云っている。

(k) 国際社会からの武器の供与や難民の受け入れを期待することは可能であるが、核脅威下においては、エスカレーションの恐れから、国際社会から武力による直接の支援を受けることは難しいことが示された。

「時代」においても稀である。特に、どこにでも見られる普段の都会の風景が戦禍により一変する様子や市民の犠牲の惨状は、衝撃的である。国土戦が、何を置いても避けなければならぬことを改めて強く印象づけるものとなっている。

(1) 高度に結びついた現代の国際社会においては、ひとたび紛争が起きれば、エネルギー供給をはじめとして経済に及ぼす影響が甚大であり、それは世界的な拡がりをもつ。

このことは、長期に亘ってわが国の防衛政策の柱になっている「専守防衛」について再考することの必要性を端的に示すものだ。「専守防衛」は、相手から攻撃を受けてはじめて反撃する考え方で、戦理上からは極めて不利な戦い方であり、圧倒的強者のみが採りうる方策である。そして、何よりも、「国土戦」となる。

2 わが国の防衛を考えるに当たって考えるべき視点
折しも、わが国は安全保障戦略や防衛計画の大綱の見直しの年にあたり、ウクライナ紛争が提示するこれらの視点を私たちはどう活かすべきなのか。

国家として政府の最大の責務が国民の生命と財産及びその生活を守ることであることを踏まえれば、このような「専守防衛」の見直しは、今後の検討の核心であろう。これまで「敵基地攻撃」の是非が国会でも議論されているが、国土戦の惨状を踏まえれば、論議を一作戦形態としての「敵基地攻撃」能力に矮小化するべきではなく、議論されるべきは拒否的抑止から報復的抑止に抑止の考え方を拡大すべきか否かではないだろうか。

(1) 国土戦の回避
ウクライナ紛争の報道で繰り返した私たちの目に飛び込んできたのは、子供や女性を含む一般市民の犠牲を報じる内容だった。国土戦の悲惨さを、映像により我々日本人にこれほど強く印象づけた紛争は、「映像の

(2) 情勢判断と法律論の峻別

ど強く印象づけた紛争は、「映像の

安全保障に関する検討は、先ず純粹に情勢判断と脅威認識をしつかり行うことが基本であろう。核拡散の危険が増大し、国連の機能不全が明らかとなり、核保有国による核による非核国への恫喝が行われ核拡大大抑止の信頼性について再検討が必要となつていく状況を踏まえ、「非核三原則」について早急に検討する事が必要である。防衛白書の「専守防衛」の説明からは、それが憲法から直接導き出されていることが読み取れる。その前提である「諸国民の公正と信義」に対する信頼が崩れていると考えざるを得ない現状から考えれば、見直しは待たないであろう。

(3) 防衛戦略から防衛力整備、運用思想、教育訓練までの一貫性
防衛政策の策定に当つては、その戦略的な考え方が、防衛力整備、作戦思想、装備体系、教育訓練については勿論のこと、国民の防護やインフラの保全等まで影響する。その考え方の一貫性を保持することが重要である。それは、次のようなことである。

説明の都合上、ここでは、現在の「専守防衛」を例に取る。「専守防衛」という国土戦を覚悟するというので

あれば、例えば、領空の航空優勢を確実に確保できる弾道ミサイル防衛を含む対空能力及び航空阻止能力、近海における海上優勢を保持できる艦隊能力・対艦船火力、限定的なシーレーン防護力、国民の地下避難施設や基地等の対空防護施設の建設、民生用及び軍事用の備蓄、民生インフラの抗堪性の向上等、専守防衛の戦い方に対応する諸準備に万全を期す必要があるということである。また、圧倒的なサイバー能力を保持し、わが戦力の發揮を十全にするとともに敵戦力の發揮を制限し、同盟国等と連携した経済的手段により相手の継戦意志を挫く考え方も必要であろう。

このように、防衛戦略の考え方は、防衛力整備から作戦運用そして教育訓練及び装備体系まで高い一貫性を保つことが必要であり、さらに軍事以外の関係する正面について、省庁横断的な対応が求められる。

(4) バランスの取れた常備兵力の充実
紛争が勃発したその時に保持している、いわゆる常備兵力の重要性が浮き彫りになったことを踏まえて、即応力の高いバランスの取れた防衛力を常日頃から維持しておくことが、

特に重要と考える。この際、優秀な人材の確保に配慮することが特に重要である。そのためにも、自衛隊の軍隊としての位置づけについて明確にすることが緊要であろう。また、

国土戦を前提とするのであれば、継戦基盤を破壊される危険性は相対的に高くなるため、平時から備蓄と防護性の強化等を進める必要がある。

(6) 自主防衛の努力と同盟の重要性
非核保有国の防衛においては、同盟国はもちろんのこと、努めて広く強い国際社会の支持と協力を確保することが不可欠である。また、自ら強い抵抗意志を示し、損害を懼れず戦い続ける意志を示すことにより、

(5) 核拡大大抑止の再評価と核武装論
核保有国による非核国に対する核恫喝の可能性が排除できないことが明確となり、また、核拡大大抑止の信頼性をどう考えるかを問われる事態を受けて、既述のようにわが国の「非核三原則」の見直しは避けて通れない議論である。その際、冷戦期におけるソ連による「SS-20」の欧州配備から中距離核戦力全廃条約締結までの全経緯をわが国としても良く研究し、その本質についての議論を懼れ避けることをせず、国民と共有すべきであろう。また、核戦略は、

関係国相互の核戦略論議の継続により深まるものであり、自国の考え方の発信はそのスタート地点である。今後、わが国が核というものにどのように対するのか、今こそ実質的に真剣な議論を行政府及び立法府において深めていくことは、その責務であろう。

自主防衛の努力と同盟の重要性
非核保有国の防衛においては、同盟国はもちろんのこと、努めて広く強い国際社会の支持と協力を確保することが不可欠である。また、自ら強い抵抗意志を示し、損害を懼れず戦い続ける意志を示すことにより、

そのような支持や協力ははじめて得られるということも、ウクライナの揺るぎない抵抗姿勢によつて明らかとなつた。換言すれば、自国を独力でも守り抜く覚悟と準備を示すことができないければ、国際社会からはもちろん、同盟国からも望む支援を充分に得ることは期待できないであろう。ウクライナの取柄にもかかわらず、NATO軍等の参戦は得られないという厳しい現実にも目を向けるべきである。いづれにしても、自国を守り抜く国民の意思だけが国際社会を動かすことができることを銘肝すべきである。

同盟についても、私たちは余りにも与件として安易に考えていないだろうか。実際に同盟を維持し、その信用をつなぎ止めるためには、格別

の努力が必要となる。第2次大戦において、チャーチルが、中立法に縛られ世論も参戦に強く反対しているアメリカから本格的な支援を得るため、さらに、その参戦を確実にするためにどれだけの外交努力をしたか。そして、「特別な関係」といわれるまでの信頼関係を築き上げたか。

通商を破壊するドイツ潜水艦の攻撃から船団を守るための駆逐艦が英国には不足していた。そのため、米

国に駆逐艦の供与を得るために、その見返りとして米国の要求に応じ米国防衛のための海空軍基地を建設するため、大西洋上八つの英国基地の

99年貸与を承認しなければならなかった。英国に選択の余地はなかった。その他、イギリスが当時最も進んでいた原爆研究の情報を提供した

り、早期に幕僚を派遣して実質的な共同の態勢の構築に努めており、対日宣戦直後には、年をまたいでチャーチル自ら幕僚を率い、ホワイ

る。チャーチルが期待し続けた米国の参戦は、その努力にも拘わらず、日本の宣戦布告によって漸く実現したのである。

ちなみに、ルーズベルトとチャーチルの間には、ドイツのポーランド侵攻の頃から6年間に1千通を超える手紙のやり取りがなされている。これは、ほぼ二日に1通の頻度にな

る。また、フランスがドイツに降伏し占領された後、大英帝国はともに戦ってきた同盟国であるフランスの艦隊をメルセルケビルにおいて沈

めていた。フランス艦隊が枢軸側の手に落ちれば、相対的な艦隊戦力上不利になることを見越して実施した

ものであり、抗戦を放棄して降伏した同盟国に対しても最後は自国の利益が優先することを示すものである（その一方で、英国はドゴールをロンドンに受け入れ、「自由フランス」

まで考えていたという。実際、メルセルケビルに関する、英国の生き残り

を賭けたその激しさと断固たる態度によって、「英国はたとえ一國になっても戦い続ける」との決意を

米国に示すことになったとも言われる。このことは、ダンケルク作戦直後のチャーチルの演説である、「我々は決して怯まないし、屈しない。フランスで戦い、海で戦い、高まる自

信と強まる力をもって空で戦う。いかなる犠牲を払おうともこの島を守る。我々は水際で戦い、上陸地点で戦い、町で戦い、丘で戦う。我々は決して降伏しない」という有名な一

節と同じコインの両面である。これらのことは、同盟の実態や同盟が機能を発揮するための努力の重要性と冷徹な国際社会の現実についての貴重な教訓である。「イギリスに永遠の同盟国もなければ、永遠の敵対国もない。イギリスの利益こそが永遠であって、不滅なのだ」というパーマストンの言葉を改めてかみしめるべき時節なのであろう。その

上で、自らの国は自ら守るといって、少なくとも、その「心構え」を保持すべきである。「ウクライナは、国民の損害を避けるため早く降伏すべ

き」等の議論がわが国では見られたと記憶するが、それは凡そチャーチルの断固たる抗戦決意の表明と国民の祖国防衛の固い意志が同盟国に与えたものの対極にあるように思われる。

この項のおわりに、現在の情勢にあつて、「非核三原則」を掲げながら同盟国の核の傘に入ることが抱えている矛盾が、実際に同盟国や国際社会にどう受け取られるかについてもこの際深く考えておくべきであることを付け加えておきたい。

(7) 集団安全保障へのコミットメント
ウクライナがNATOという集団安全保障の枠組みに入っておらずこれに入ろうとしたことが緩衝地帯を失うことへのロシアの深い懸念を刺激して2014年のクリミア半島分割やドンバス戦争、そして今回のウクライナ侵攻につながったこと、さらにそれがフィンランドやスウェーデンのNATO加入論議につながっていることを踏まえ、私たちは集団安全保障の枠組みに入る事の難しさとそれが一國の安全保障にとっていかに重要と考えられているかを学ぶことが出来る。

わが国周辺には、NATOのような集団安全保障の枠組みは存在せず、近い将来もこれを望むことは難しいが、わが国が米国と日米安全保障条約を締結し、冷戦期とその後を通じた70年余これを維持してきた実績は大きな財産である。上述した自主防衛の努力を礎として、日米安全保障体制を更に信頼性の高いものにしていくことが必要である。

凡そ人間同士あるいは人間が関わる組織の間は、相互に深く信頼する関係をつくるのが出来るか否かが鍵であろう。それは、今までの実績と決意の表明で判断するしかない。

実績については、上述したとおり長い歴史を持つという積極面と、日米安全保障体制は、本当の試練すなわち両国の生存が脅かされる具体的な事態まではいまだ経験していないのではないかという消極面がある。

一方で、決意についてはどうであろうか。わが国は、集団的自衛権は保有しているが行使できないという、世界から見てもなかなか理解が難しいであろう考え方を採っていることは広く知られている。そもそも憲法前文にあるとおり、わが国はその平和と安全を国際社会に委ねるとい

う考え方である。個人にしても国家にしても、相手が望むことを自らは提供せずに、自らが望むものが相手から一方的に提供されることを当然視するという態度が凡そ信頼を勝ち取ることが出来る態度とはかけ離れたものであることは、世界に共通する感覚であろう。集団安全保障や同盟が機能するかどうか、正にこのような相互の信頼感にかかっている。この辺りのわが国の抱える矛盾についても真剣に考えるべき時期である。

(8) 憲法及び防衛法制の問題

わが国は、安全保障問題に関して憲法の規定が強い拘束力を持っている。その拘束力とは、広く認識されているように、わが国自らが安全保障のための施策を主体的に進めることを制限する方向に働いている。

アメリカの憲法は、安全保障についてどのようにせよとは明示的に求めている。ただ、自由と生活様式(American way of life・生き方あるいは文化)を守るためにあらゆる努力を要求しており、政治の実際においても安全保障の課題は、最優先に対処されるべきものとされている。そうした中で、国家の権力の濫用を

押さえるために、三権分立を確立し、判例に沿い、権利章典の遵守によりその範囲を規定している。そして、実際の国家の安全保障事案にあたっては、迅速性、秘匿性という安全保障上の要求と、これと相反する「法の支配」の原則上からの要求とをともに確保できるよう手続を定めている。このように、憲法の規定と現実の安全保障上の脅威に対応するための必要性との間の相克をどのように調整するかについて、米国も苦悩しつつ努力を続けている。

日本国憲法の前文から「専守防衛」

という防衛戦略を直接導き出す考え方は、合理的とは思われない。その導出にあたっては、情勢に応じて国民の生命と財産とその生活を守るために、合理性のある幅広い選択肢から最適の防衛戦略を選び取ることが出来るようにしておくことが必要である。

また、政策の推進に当たっては、安全保障上の要求である秘匿性・迅速性(適時性)を、法の支配からの要求である透明性の確保と広く意見を採って熟議することとの間で、いかに調和させるかの具体的な手続・方法を考えるべきであろう。それがで

ければ、関連する防衛法制上の諸問題に自ずと議論が及んで行くと思われる。

おわりに

ウクライナの事態を踏まえて、防衛政策を検討する上での教訓について取り急ぎ考えてみた。

わが国は、我々とは政治体制と価値観を異にする三つの核保有国に囲まれている。その内、二国は大国であり国連安全保障理事会の常任理事国である。

ウクライナにおける戦闘の実態とその国民への甚大な被害は、私達に深い印象と多くの教訓を残した。先入観にとらわれることなく、国民の生命と財産、私たちの生き方やその生活を守るために、何が必要かを今こそ真剣に再考すべき時だと思ふ。安全保障上の合理的な選択肢を幅広く準備できない背景には、憲法前文の「諸国民の公正と信義に信頼して」という「世界はどうあるべきか」との理想から直接に「われわれの安全と生存を保持」するための現実の国家防衛の枠組みを導きこれの規定していることがあるのではないか。私たちは、いままで、この「世界はど

うあるべきか」という理想と「世界はこのようにある」という現実を、あまり意識して区別してこなかったのではないか。私たちは、今、世界の「現実」を目の当たりにしている。安全保障の情勢判断は、現実に基づき行うものである。理想を掲げつつも、現実在即した安全保障政策を可能とする憲法改正が必要だと、現下の情勢は示している。

これまで何度となく安全保障の観点から憲法改正を議論する機会があったと思う。その度に、個々の危機を捉えて憲法改正を議論することは望ましくなく、じっくりと議論すべきだという趣旨の主張がなされてきた。そのようなことを繰り返して過去70年のあいだ憲法改正の議論には進展が見られなかった。世界秩序の変化の兆しが見え隠れする今こそ、憲法改正の国民的な議論をすべきであろう。

【主要参考文献】

・カルヴォコレッシー、ウイント、プリチャー

ド『トータル・ウォー 西半球編』河出書

房新社

・ポール・ジョンソン『チャーチル 不屈の

リーダーシップ』日経BP社

・君塚直隆『悪党たちの大英帝国』新潮選書
井上達夫『憲法の涙』毎日新聞出版

・James E. Baker "In the Common Defense" Cambridge University Press

・Robin Renwick "Fighting with Allies"
Biteback Publishing

・Christopher M. Bell "Churchill & Sea Power" Oxford university Press

・Serly Yekelchyk "UKRAINE 2nd Edition"
Oxford university Press